

## 診療・検査医療機関による健康観察等支援事業実施要綱

3 福保感防第 2479 号

制定 令和 3 年 12 月 20 日

### (目的)

第 1 条 診療・検査医療機関やかかりつけ医等の地域の医療機関（以下「協力医療機関」という。）が都内に居住する新型コロナウイルス感染症の陽性者のうち自宅での療養が必要と判断された者等（以下「自宅療養者等」という。）への健康観察を実施した場合に協力を金を支払うことで、自宅療養者等に速やかに健康観察を実施することを目的とする。

### (事業内容)

第 2 条 本要綱で規定する事業は、協力医療機関による健康観察等に係る以下の内容とする。

- (1) 本事業の対象者は自宅療養者等とする。
- (2) 協力医療機関は、自宅療養者等に対する健康観察を実施する。療養期間中は電話等による健康観察を実施する。なお、担当する自宅療養者等の容体が悪化した場合は、遠隔診療又は往診を実施する。
- (3) 協力医療機関は、HER-SYS（新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム）等を活用することで、実施した健康観察や診察の内容について速やかに担当保健所と情報共有を図る。
- (4) 都は、対応実績に応じて、協力医療機関へ協力を金を支払う。

### (実施主体)

第 3 条 第 2 条に掲げる事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。ただし、事業の一部について、当該事務等を適切に行える法人等に委託することができる。

### (協力医療機関)

第 4 条 本事業の対象となる協力医療機関は、以下の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たすとともに、(3)及び(4)の要件を満たし、第 6 条に定める都の登録を受けた医療機関とする。

- (1) 診療・検査医療機関又は東京都と行政検査の委託契約を締結している医療機関であること。
- (2) 保健所等の依頼に応じ、他の医療機関で発生届を作成した自宅療養者等に対する健康観察が可能な医療機関であること。
- (3) 健康観察を実施し自宅療養者の体調が悪化した場合、電話・オンライン等の遠隔診療又は往診が実施可能であること。ただし、往診については、対応可能な場合とする。
- (4) 休日及び協力医療機関の休診日においても、日中の健康観察及び電話・オンライン等の遠隔診療等が実施可能であること。

### (協力を金交付要件)

第 5 条 第 4 条に定める協力医療機関が、次に掲げる要件を満たして以下を実施した場合に協力を

金を交付する。

- (1) 自宅療養者等に対して、休日・休診日を問わず架電等による健康観察を実施すること。
- (2) 健康観察を実施するに当たって、HER-SYS 又は健康観察連絡票等を活用して、自宅療養者等の容体等を記録し、保健所と共有すること。
- (3) 担当する自宅療養者等の容体が悪化した場合は、遠隔診療又は往診を実施すること。
- (4) 自宅療養者等の体調悪化時等には、保健所に速やかに連絡し、情報共有を行うこと。
- (5) 都が作成した要綱、要領、マニュアル等を遵守すること。

(協力医療機関の登録)

第6条 協力医療機関の登録に当たっては、別途定める事務取扱要領に基づき所定の手続を行う。

(協力金の交付対象期間)

第7条 協力金の交付対象期間は、別に定める。

(協力金の算定方法等)

第8条 協力金の算定方法及び支給額は、予算の範囲内で別に定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月20日から施行する。